

訪問看護医療情報連携加算について

訪問看護ステーションいきいきらいふは、2026 年診療報酬改定に伴い新設された加算の算定要件を満たすため、定められた額を所定額に加算します。

(新) 訪問看護医療情報連携加算 1,000 円／月

【算定要件】

医療関係職種等により記録された利用者の医療・ケアに関わる情報を取得及び活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うこと及び看護師等が指定訪問看護を行った際の診療情報等について記録し、医療関係職種等に共有することについて、利用者からの同意を得ていること。

今回の訪問看護の予定日及び当該利用者の訪問看護計画の変更の有無、訪問看護計画の変更の概要、ケアを行う際の留意点、人生の最終段階における医療・ケア及び病状の急変時の治療方針についての希望について、これらの情報を必要に応じて記録すること。

過去 90 日以内に記録された利用者の医療・ケアに関する情報を、ICT を用いて取得した情報が 1 つ以上であること。

【施設基準】

利用者の診療情報等について連携機関と ICT を用いて共有し、常に確認できる体制を有すること。

連携機関の数が 5 以上であること。

ICT を用いた連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示し、掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

【主な連携機関】

- ・ ひまわり在宅クリニック
- ・ 田島医院
- ・ くまもと在宅クリニック
- ・ 平成とうや病院
- ・ 南熊本調剤薬局

2026 年 6 月 1 日

訪問看護ステーションいきいきらいふ